

「いじめ防止基本方針」

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

1 いじめの定義

いじめは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

2 いじめの問題に対する基本的な認識

- ・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり「いじめは人間として絶対に許されない行為である」こと。
- ・いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こりうる可能性があること。
- ・いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒のいじめ問題に対する理解を深めること。
- ・いじめの防止や解決のために、学校だけではなく、生徒、家庭、地域がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むこと。

3 学校いじめ対策組織

(1) 組織名 「いじめ問題対策委員会」

(2) 構成員 委員長：校長

委員：教頭、主幹教諭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主事、
学年主任、担任、支援部長、養護教諭、等

(必要に応じて：情報化推進担当、県教委担当者、寮務主任、スクール
カウンセラー、学校医、スクールサポーター、スクールソーシャルワ
ーカー、PTA 代表、生徒代表等)

(3) 主な業務 ・基本方針に基づく取組・計画の作成、実行、検証、修正の中核的役割

・いじめの疑いに関する相談、情報の収集、記録、共有

・事案発生時の対応策の立案と組織的に実施するための中核的役割

・外部組織との連携と窓口

※通常は、「生徒情報の会」（週1回支援部主催）として実施し、いじめの疑い
がある場合には「いじめ問題対策委員会」とする。

4 具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取組（資料1）

○いじめはどの生徒にも起こりうるという認識を持ち、いじめに向かわせないための指導や教育活動に取り組むこと。

・いじめは「絶対に許さない」という生徒・教職員の理解と集団づくり

・学習規律や生活のきまりなどの徹底

・授業改善による学力向上

・すべての教育活動を通じた人権教育や道徳教育及び体験活動等の充実による人権意識の向上や
自己肯定感・自己有用感の育成

・情報モラル教育の推進

・生徒・保護者への啓発及び教職員の資質向上のための研修

(2) 早期発見に向けた取組

○生徒のささいな変化に気づき、情報を迅速に的確に共有するとともに、情報に基づき共通理解の
もと、適切な対応を迅速に行うこと。

・学校生活における生徒の状況把握に努める（観察、面談等）

・毎週1回、生徒情報の会を実施（支援部主催）

・人権教育主任と連携し、定期的なアンケート調査の実施（人権アンケート）

・相談できる人や場所づくり（生徒と教職員の人間関係の構築、養護教諭との連携）

・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施と連携（支援部との連携）

(3) 発見したいじめへの組織的な対応（資料2）

○いじめは絶対に許さないという強い意志をもち、校長のリーダーシップのもと教職員の役割分担
や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を持ちつつ、全教職員が一致協
力して指導に取り組む。

○いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒・保護者への指導・助言を行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められるとき
 - ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査
- ③生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報であるかの性があることから重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応（資料3）

重大事態が発生した場合は直ちに初期調査を実施し、その結果を県教育委員会に報告する。調査組織は、県教育委員会の指導・助言を受ける。

①学校が主体となった場合の対応

- ・組織による調査体制を整える。
- ・初期調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を県教育委員会に報告し、指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ・設置者の調査組織に必要な資料提出等、調査に協力する。
- ・積極的に資料を提供し、調査結果を真摯に受け止め再発防止に主体的に取り組む。

6 インターネット上でのいじめへの対応

(1) 情報モラル教育の定期的な実施と必要性

- インターネットへのアクセスは便利さ等のメリットと同時に、トラブルの原因になる等のデメリットも存在することから、定期的に情報モラルの学習に取り組む
 - ・誹謗・中傷等を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されないこと
 - ・掲載した情報は、不特定多数にすぐ広がり、完全に消去することはできず、誰にでも保存や引用されてしまう危険性があること

(2) 未然防止・早期発見

- 学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であるということから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うものであるという認識で取り組む。
 - ・携帯電話等の持ち込みの許可申請の際には、使用に関するマナーの確認やフィルタリングの実施、各家庭で「我が家のルール」を話し合い提出することを条件とする
 - ・情報及び専門情報の学習内で「個人目標」を作成し、定期的に見直しを行う

(3) 関係機関と連携したネット上へのいじめへの対応の流れ（資料4）

<参考資料>

- 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）（文部科学省 平成20年11月）
- いじめ防止対策推進法（文部科学省 平成25年9月）
- いじめ防止対策推進法 基礎資料と対応のポイント（文部科学省 平成26年4月）
- いじめ問題の指導モデルと留意事項（広島県教育委員会事務局豊かな心育成課）
- 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（鳥取県教育委員会 平成29年7月）
- 鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」（鳥取県教育委員会 令和元年9月）
- 教育支援体制充実のための手引き（鳥取県教育委員会 令和元年9月）

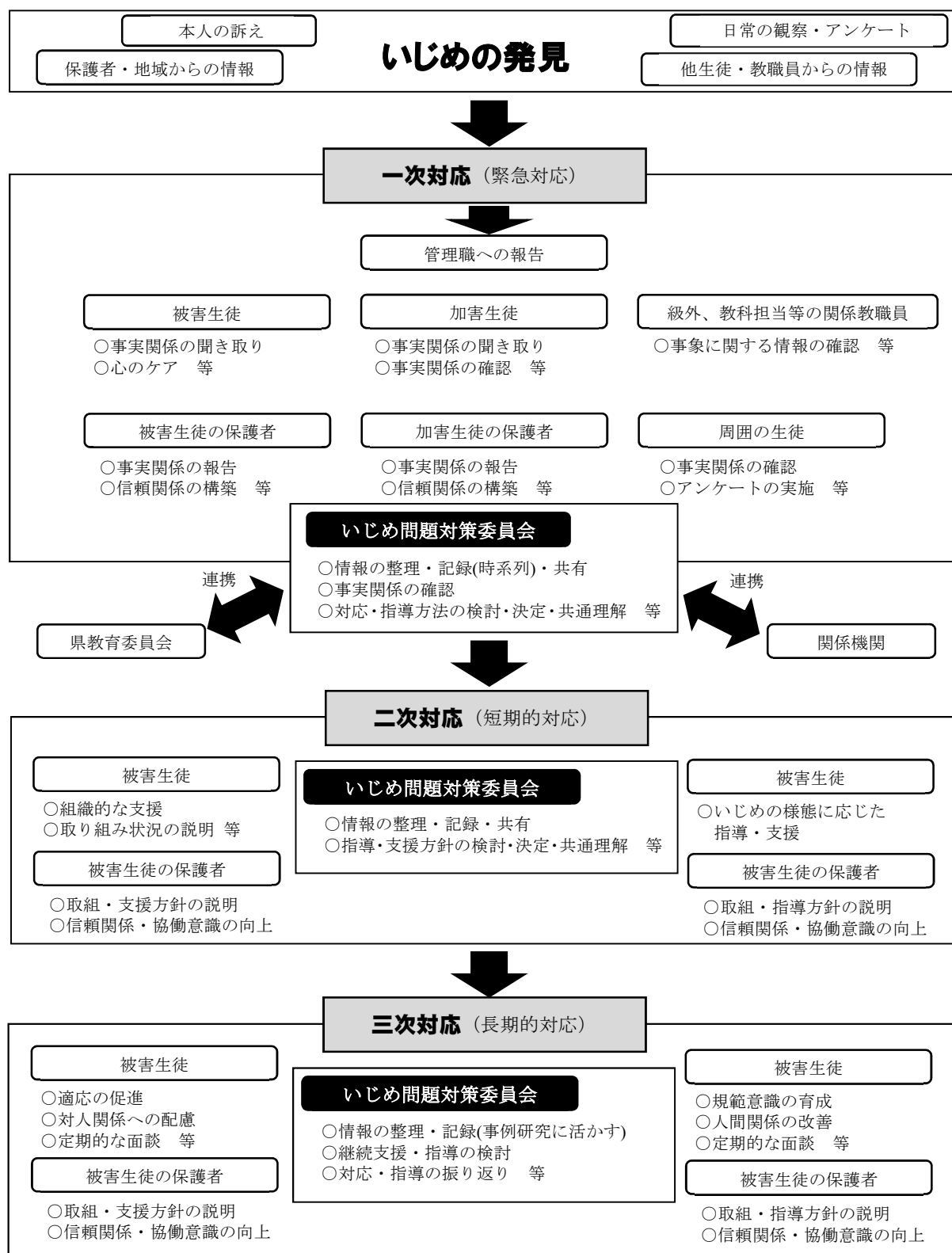
附則

- ①平成29年 4月28日 一部改正
- ②令和 2年 4月 2日 一部改正
- ③令和 3年 4月 1日 一部改正

資料1 <いじめ対策年間計画>

月	実施計画
4	・いじめ防止基本方針の共通理解（職員会議等） ・学級開き、学級のルール作り、人間関係づくり（学級活動） ・生徒心得の徹底
5	・全校レクリエーション ・情報モラル・ワークショップ ・個人懇談（保護者著の情報交換（2・3年））
6	・宿泊学習（1年） ・個人懇談（保護者との情報交換（1年））
7	・人権アンケート（いじめ問題を含む）実施と考察 ・現場実習中の家庭訪問（保護者との情報交換） ・非行防止教室
8	・職員研修（人権研修）
9	・学校祭
10	・個人懇談（保護者との情報交換（1・2年））
11	・情報モラル研修（PTA） ・修学旅行（2年）
12	・情報モラル講演会（生徒・教職員） ・人権週間（人権啓発活動）
1	・情報モラル研修（教職員） ・人権アンケート（いじめ問題を含む）実施と考察
2	・ウェルカム琴の浦（入学予定者対象、人間関係づくり） ・学校評価アンケートの実施と考察 ・個人懇談（保護者との情報交換（2年））
3	・個人懇談（保護者との情報交換（1年）） ・年間計画の検証と見直し
年間を通して	・DBシステムによる生徒情報の共有（事象の概要、対応、指導方針等） ・部活動 ・生徒会活動 ・生徒情報の会（支援部主催） ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施（毎月） ・スクールサポーターとの連携（毎月、不定期） ・指導部及び担任や養護教諭との連携

資料2 <いじめ問題への対応の全体的な流れ>



※いじめが解決した後も、再発の可能性を考慮し、被害生徒、加害生徒の人間関係を継続して観察する（少なくとも3か月程度）

（鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」より引用）

資料3 <重大事態発生時の対応の流れ>

☆重大事態の発生時

- ・いじめられている生徒の安全を確保するとともに、直ちに校長へ報告をする。
- ・「暴力を伴ういじめ」を発見した時は、すみやかに止めることを最優先する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに琴浦大山警察署等に通報し、適切に援助を求める。
- ・学校設置者と連携をとりながら必要な対応を行う。
- ・当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
- ・加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合は、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、琴浦大山警察署等と相談し対応する。
- ・インターネット上のいじめの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合は、学校設置者と相談しながら対応を行う。必要に応じて、法務局の協力を求めたり、鳥取県警察本部サイバー犯罪対策係及び琴浦大山警察署等に通報したりするなど外部機関に協力を求める。
- ・校長は、いじめを行っている生徒に対し、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条、鳥取県立特別支援学校学則第31条の規定に基づき、懲戒を加えることも考える。教育的配慮に十分留意し、自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促すことを目的とする。
※等（スクールサポーターも含む）

①重大事態の発生の報告

- ・学校から学校の設置者に、重大事態の発生を報告
- ・設置者から知事に、重大事態の発生を報告
- ・学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

<学校設置者が主体の場合は、その指示に従う>

<学校が調査主体の場合>

②いじめ問題対策委員会の設置

○構成員

委員長：校長

委員：教頭、主幹教諭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主事、学年主任、担任、寮務主任、支援部長、養護教諭、県教委担当者、学校医、スクールカウンセラー、スクールサポーター 等

③調査組織の行動計画立案

- ・的確な情報収集
- ・緊急校内組織の対策会議
- ・調査による実態把握
- ・解決に向けた指導・援助
- ・継続指導・観察
- ・再発防止（いじめをなくすための工夫）

④職員会等での全職員への共通理解

- ・行動計画の周知、徹底によるチームとしての対応
- ・児童生徒、保護者への対応
- ・マスコミ等への対応窓口の一本化

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすること。（いじめ問題報告書の作成）

※この際、因果関係を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すること。

※調査に不都合なことがあったとしても、事実に向き合う姿勢で臨むこと。

※これまでに学校で先行調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施すること。

＜いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合＞

- ・いじめられた生徒から十分に聞き取る。また、事情や心情も聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援を行う。
- ・在籍生徒や教職員に対する質問紙法や聞き取り調査を行う。
※情報提供した生徒を守ることを最優先とした調査を行うこと。
※個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮すること
- ・調査による事実確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

＜いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合＞

- ・生徒の入院や死亡などの理由で聞き取りが不可能な場合は、当該生徒との保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙法や聞き取り調査などが考えられる。
※自殺の背景調査等における対応…学校の設置者の指示に従い、連携をとりながら行う。

⑥いじめを受けた生徒・保護者に対しての情報提供

- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で経過報告を行うことが望ましい）。
※関係者の個人情報に十分配慮すること。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明をおこたることがあってはならない。
※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

⑦調査結果を学校設置者へ報告（設置者から知事に報告）

- いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

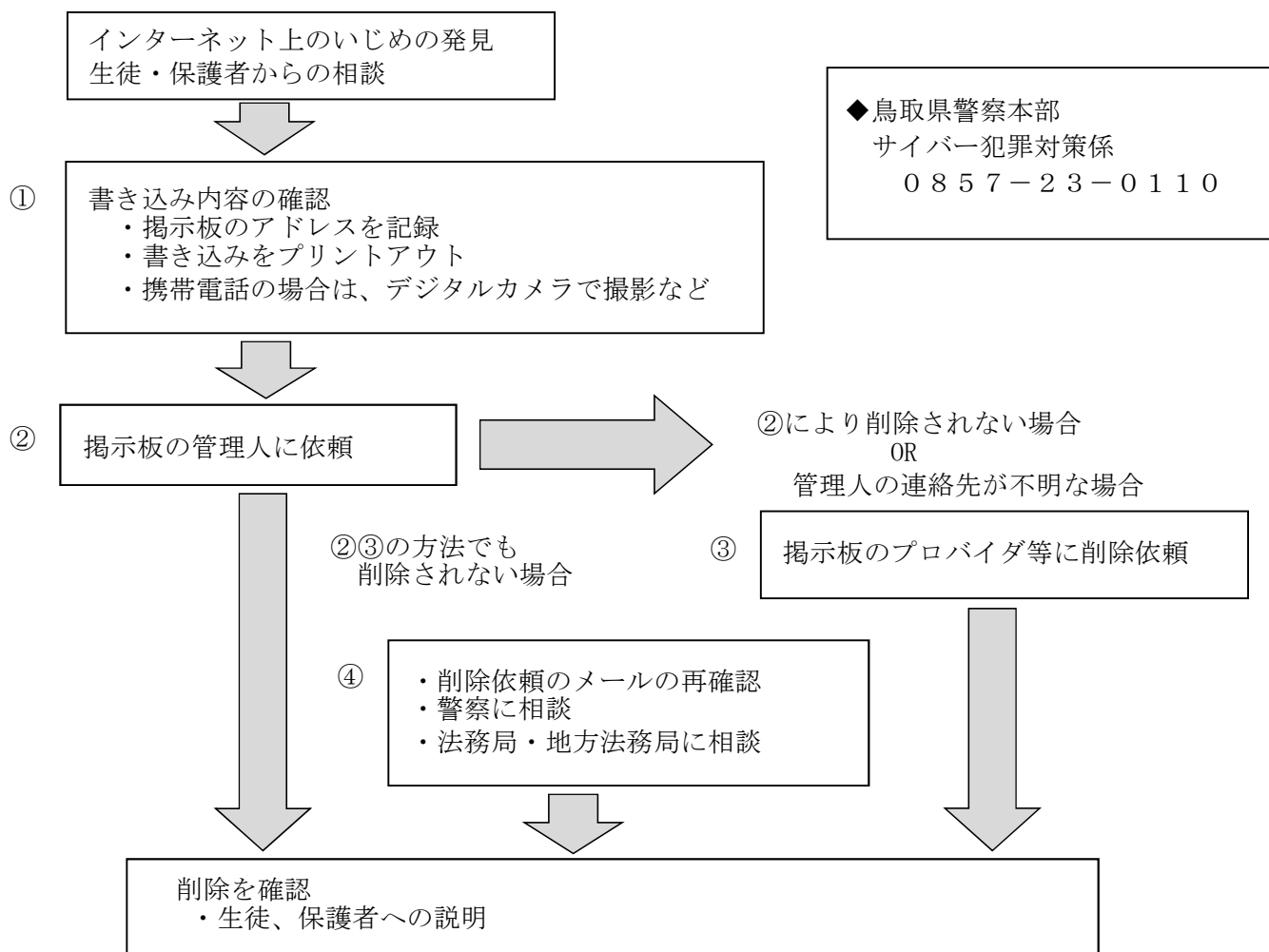
⑧調査結果をふまえた必要な措置（いじめの解消へ向けての行動）

- ・いじめ問題対策委員会によるいじめ解消へ向けての計画の立案
- ・職員会開催によりいじめ問題解消へ向けての方針や具体的行動計画の周知、共通理解
※報告、連絡、相談の徹底とチームでの対応（特定の教員で抱えこまない）
- ・生徒への対応
 - 「いじめられた生徒」
信頼できる人（親しい友人や教員、家族、スクールカウンセラーなど）と連携し、寄り添える体制をつくる。相談でき人を増やす。
 - 「いじめた生徒」
いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
 - 「いじめを見ていた生徒」
自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・保護者との連携
つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害生徒、被害生徒とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

関係機関等との連携

- いじめ防止の取組やいじめが発見されたときに密に連携をとるとともに、連絡・連携体制を日ごろから構築しておくこと。
- ・県教育委員会特別支援教育課、いじめ・不登校総合対策センター
- ・警察署、スクールサポーター
- ・学校医
- ・スクールカウンセラー 等

資料4 <関係機関と連携したネット上のいじめへの対応>



(文部科学省「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)」より引用)